

## 権利確定主義はリーガル・テストとしての意味を持ち得るか(二) ——法人税法に関する議論を中心として——

酒井克彦

### III 会計基準に対するアンチテーゼ

収入あるいは収益の計上時期については、これまで多くの議論がなされてきた。とりわけ所得税法上の収入金額の計上時期に関する議論においては、何らかの法的基準を出発点としてこれを必要に応じて修正して現実的な対応に向かうという考え方がある反面、会計学的基準を意識して、発生主義会計の下での収益認識基準（例えば実現主義）との乖離を許さないという考え方もみられるところである。前者は、権利確定主義による説明を肯定的にみる考え方には、後者は否定的にみる考え方には接合しやすい。

筆者は、かような対立軸を前提とするならば、必然的に前者の立場に立たざるを得ないのではないかと考えている。しかしながら、このような分かりやすい構図による二分肢的あるいは対立的捉え方が今日的に通用するのであろうか。会計学上の処理とは別に、租税法は法的概念から出発をして、リーガル・テストを標榜するという考え方によってきたのである。<sup>(56)</sup>すなわちこれが権利確定主義である。前述のとおり、権利確定主義は、旧所得税基本通達に示された

権利確定主義はリーガル・テストとしての意味を持ち得るか(一)（酒井克彦）

ところに淵源があるともいわれているが、通達は法源ではないのであるから、通達にこれが示されたことのみでは法的拘束力のある具体的基準性を説明することはできない。むしろ、租税法律主義の下では、通達に示された課税実務上の取扱いが判例によって承認される中で、解釈として定着し、一般的な法的基準性が認められるに至り、その法的確信の下で慣習法として承認されるに至ったものとするのが正しい理解なのではなかろうか。もっとも、そのように説明しなくとも、「権利」に基づく判断は、それ自体が法的概念であるから、リーガルテストとしての意味内容を包摶しているとみるべきかもしれない。しかしながら、違法所得や農業委員会の承認前の農地譲渡のようなケースで用いられる管理支配基準については、どうであろうか。裸のまま管理支配基準といつても、「権利」に裏付けられたものではないのであるから、それのみではいっこうにリーガルテストには昇華しないはずである。したがって、管理支配基準こそ、判例形成によって次第に一般の法的確信を得るに至り、そして、その段階で初めて法的な基準性を付与されるに至ったとみるべきである。ここに管理支配基準を内包した権利確定主義が租税法律主義の下における法的基準との理解に辿り着いたと解釈すべきであろう。そして、この段階では既に会計学上の因習とは異なりリーガルテストとしての意味を帶有していると認め得ることができるといえよう。すなわち、法的概念を出発点としながらも、必要に応じて管理支配基準という修正を加えたものとしてみることもできる。

このことは、租税法が、リーガル・テストとして徹底させたものを権利確定主義としていたわけではないということを意味するよりも思われる。リーガル・テストという点を強調しすぎると、管理支配基準や不法所得に対する課税根拠を見失うという点もあるので、リーガル・テストという説明で押し通せるものかについて、やや疑問でもある。もちろん、前述のとおり、占有という概念を用いることによって法的枠組みの中での完結した説明を試みることも考えられるが、かような捉え方が権利確定主義を主張する多くの学説によって積極的に採用されてきたわけではない。

結論のみを先取りすれば、権利確定主義については「担税力」の存在を見出しえる時点を図る極めて租税法的な見地から説明することの方がはるかにすっきりするし、無理がないように思われる。

例えば、福岡地裁昭和四二年三月一七日判決（民集二五巻八号一一三一頁）は、『収入すべき金額』とはいわゆる権利確定主義により『収入する権利の確定した金額をいう』ものと解される。しかしながら所得税法上の権利確定主義は会計理論上の発生主義に対応すると考えられるものであるが、右会計理論が企業の経済活動を把握するための会計技術的側面から生じたものであるのに対し、税法上の権利確定主義は右理論に対応しながらも税法上いかなる時点で収入経費の発生を確実なものとして認識しうるかを主として法律的側面からとらえようとしたものと解すべきである。しかも所得税法上権利確定主義は一応の原則であつてその例外を許さないものではなく、また権利確定主義の適用される場合であつてもいかなる時期をもつて権利が確定したと解するかは所得の如何によつて一様ではなく、所得の種類、性質によってこれを決定しなければならないところである。そこでいかなる時期をもつて権利が確定したとみるべきかについて検討してみると、税法上権利確定主義が採用される重要な理由の一つか、徵税技術上所得を一般的に把握し税収を確保する必要性があることに存することはいうまでもないところであるが、もともと所得税は究極的には実現された收支に対応する所得を対象とするべきものであるから：権利確定の時期を決定するについてはできるだけ収入の実現の蓋然性が高い時点を選ぶべき（傍点筆者）<sup>(57)</sup>とする。また、所得税基本通達にはリーガル・テストを出发点としつつ、柔軟な対応ができる基準として権利確定主義が示されていたともいえる。したがつて、権利確定主義がリーガル・テストを標榜しながら、それが徹底されていないというのは批判に当たらないのではないいかと考える。<sup>(58)</sup>

ここで注意をしておきたいのは、次の中里実教授の指摘である。すなわち、同教授は、「権利確定主義という包括

的なくなり概念の具体的な内容は、判例の積み重ねによりあるいは学説及び実務の展開により、各所得類型・取引類型に応じて、明らかにしていくことが望まれる。そうした、各所得類型あるいは取引類型に応じた所得計算上の時期が具体的に明らかにされた段階で、それらの総体を『権利確定主義』と呼ぶか否かは、もはや、單なる言葉の問題にすぎなくなるであろう」とされ、「しかし、会計学における収益計上時期をめぐる考え方を租税法のフィルターを通して修正した、所得計上時期に関する類型的な具体的な基準の総体を、会計学における発生主義や実現主義と区別する意味で、『権利確定主義』と呼ぶことは、なんら差し支えない。それどころか、収益計上時期に関する企業会計と租税会計法との差異を具体的に示すことは、むしろ望ましいことであり、決して、会計学的計算方法を歪めることにはならない。」として会計学との差異を意識される。<sup>(59)</sup>

会計との差異を強調する判決として、大阪地裁昭和四四年五月二十四日判決（行裁例集一〇巻五＝6号六七五頁）がある。同判決は、「原告は、債権についてその回収が不能となる虞れが発生したときは直ちに回収可能金額を算定し、回収不能金額を貸倒れとして処理することが、会計学上の通説であり、このことは商法の規定によつても確認されてゐる旨主張する。ところで、企業会計の役割は、企業の資本および利潤を正確に測定し、これによつて企業の財政状態および経営成績を明らかにし、これを企業の構成員および債権者等利害関係人に報告するとともに、経営管理の基礎資料として役立たることにある。このような見地に立つて、企業の将来の危険に対してもあらかじめ備えるという観点から、企業の財政に不利に影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならないということが、企業会計原則の一つとして認められているのであるけれども、これを過度に尊重することは、企業の財政状態を過小に表示する結果になるから、企業会計原則の中でも最も重要な原則である眞実性の原則に反するものとして排斥しなければならないとされているのである。原告が指摘する商法の規定も企業会計に関する右のよ

うな思想と同一の基盤および会社債権者保護の立場の上に立って制定されたものであるといふ。しかしながら、法人税の場合には、国家財政上および国民経済上の見地から、法人のいかなる純資産の増加に、担税力の基礎となる所得を認めるべきかという政策的観点に立って、税務の計算をし、課税の公平を図ろうとするのであるから、純資産減少の原因となるべき事実について、企業会計の場合よりも厳格なある種の制約を加えることは、当然起らうことである。それ故、企業会計の場合には、債権の貸倒れ処理がある程度是認されていることをもって、貸倒れ損失に関する前示のような旧法人税法の取扱いを論難することはできない。

したがつて、原告の前記主張はそれ自体失当であつて、これを採用することができない。」として、法人税法と企業会計基準との目的の違いを指摘するのである。

これに対して、会計と税法との目的の相違とは別の観点から、金子宏教授は、会計基準に対しても次のように疑問を呈される。すなわち、「ある年度帰属に関する会計慣行の適否が問題となつた場合に、裁判官は、それを鵜呑みにするわけにはいかず、所得税法なり法人税法なりの解釈の問題としてその適否を判断しなければならないが、実現主義がその判断に必要な明確な基準を提供しうるとは考えられない。」とか、「企業会計の網は相当に粗くて」、「実現主義は、その解決のために必要な何らかの明確な基準を提供し」得ないという点に権利確定主義が採用されてきた理由があつたと指摘されるのである。つまり、金子教授は会計上の実現主義に対し、「実現の観念が未実現の利益の排除という点を除いては、不明確な内容のものであるだけに、それが明確な解答を提供できるとは考えられ」<sup>(60)</sup>「権利確定主義は、例外的な場合を除いて、そのような必要性を満たすことができ」とされるのである。

しかしながら、他方で、「究極的には実現された収支によってもたらされる所得について課税するのが基本原則」<sup>(61)</sup>という考え方からすれば、実現されたとみられる事実が認識される時点で計上されるべきであるという考え方があり

得ることをも判例は否定していないようと思われる。例えば、前述の最高裁昭和五三年判決が、「賃料増額の効力は賃料増額請求の意思表示が相手方に到達した時に客観的に相当な額において生ずるものであるが、賃借人がそれを争った場合には、増額賃料債権の存在を認める裁判が確定するまでは、増額すべき事情があるかどうか、客観的に相当な賃料額がどれほどであるかを正確に判断することは困難であり、したがって、賃貸人である納税者に増額賃料に關し確定申告及び納税を強いることは相当でなく、課税庁に独自の立場でその認定をさせることも相当ではないからである。」とするが如くである。

かような考え方は、前述の最高裁昭和四六年判決が「利息制限法による制限超過の利息・損害金は、その基礎となる約定自体が無効であつて…、約定の履行期の到来によつても、利息・損害金債権を生ずるに由なく、貸主は、ただ、借主が、大法廷判決によつて確立された法理にもかかわらず、あえて法律の保護を求めることがなく、任意の支払を行なうかも知れることを、事実上期待しうるにとどまるのであって、とうてい、収入実現の蓋然性があるものということはでき」ないと判示し、「収入の蓋然性」という判定基準を用いた点とも整合的に理解することができるようと思われる。

では、権利確定主義は実質的に意味を失つたのかという疑問も惹起されるが、この点は、権利確定主義の終焉を論じる吉良実教授自身が次のように述べている意味において、依然として法的テストとしても意味を持ち得ていると考えるべきであろう。すなわち、同教授は、「私は、所得税法上の所得は、もっぱら経済的実質によつて把握すべきものと解するが、しかし法律の規定をはなれて経済的実質のみによつて所得として把握すべき収入は、実現された収入、つまり現実に受領した収入でなければならず、そして権利確定主義によつて所得として把握できる収入は、その収入が法律的に保護されたものでなければならないと解する。言葉を換えていえば、実現された収入は必ずしも法律的に

保護を受けないものであっても、これを所得に計上すべきであるが、いまだ実現されていない収入は、法律的に保護されたものでなければ、これを所得に計上すべきではないと解するのである。その理由は、法律的に保護を受け得るものでなければ、その収入は期待できない、つまり『収入すべき権利の確定した』ものということはできないからである」とされる。<sup>(62)</sup>

(56) 北野弘久教授は、「税法特有の所得計算規定はつねに会計学の思惟・論理、概念をこえるファクターによって形成されている。それゆえ、税法上の法的概念としてこれを税法学的手法によって解明・説明することができるとしても、厳密には会計学的手法によっては十分に解明・説明することができないといわねばならない。もとより、会計学的手法によって税法の所得計算規定を一応、概括的に傾向的に説明することは不可能ではない。会計学専攻者にはそのような『説明』のほうが税法へのアプローチに便利であろう。しかし、それは学問的には所詮、会計学的手法による『便宜的説明』、ないしは『傾向的解説』のレベルをぐるものではない。」と論じられる（北野『現代企業税法論』二二頁（岩波書店一九九四））。

(57) 更に、同福岡地裁は「権利確定主義を採用すべき重要な理由の一つとして、収入の実現が可能である場合にその実現に努力した者には課税され実現に努力せずこれを放置する者には課税されないという現実収入主義によつて生ずる課税の公平負担を害する結果を避けることにあるという点を考慮すると、通常の経済人ならばその実現をはかりまたその実現が可能となる状態をもつて権利確定の時期を選ぶべきであつて、この意味から収入の権利確定の時期としては原則として法律上権利の行使ができるようになつたときを基準とする解するのが相当である。」と判示する。

(58) 植松守雄氏は、権利行使利益について「リーガル・テストを標榜したにもかかわらず、厳密な意味ではリーガル・テストとしても徹底せず、他面リーガル・テストを追及しようとする限り、本来会計基準である『実現主義』との間に乖離が生じることを免れなかつた。」として批判される（植松・前掲注四、七二頁）。しかしながら、権利行使利益におけるリーガル・テストは、もともと単なる標榜に過ぎなかつたのであり、厳密な意味でのリーガル・テストの徹底を意図していたものではなかつたという点については、同氏自身が十分な検証を行つてゐるとおりなのである。

(59) 中里・前掲注二八、一三六頁。

(60) 金子・前掲注一〇、二九七頁。

(61) 碓井光明「賃料増額請求にかかる増額賃料等の計上時期」判時八九六号一三三六頁。

(62) 吉良実「判批」シユト五六号一七頁。

#### IV 法人課税における権利確定主義

##### 一 所得税法上の権利確定主義と法人税法上の権利確定主義

法人税法上、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資本等取引以外の取引に係る収益の額をいうものとされ（法法二二②）、当該事業年度の収益の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算すべきものとされている（法法二二④）。そこで、ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、ここにいう基準をどのように理解すべきかという問題がある。判例は、この場合、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うとすれば、「収益は、その実現があった時、すなわち、その收入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべき」とする（最高裁平成五年一一月二五日第一小法廷判決・民集四七卷九号五二七八頁<sup>(63)</sup>）。

そもそも、権利確定主義は、戦前は主として法人所得についていわれ、戦後に至つて旧所得税法一〇条一項が「収入すべき金額」と定め、昭和二六年の旧所得税基本通達九四が、「収入すべき金額とは、収入する権利の確定した金額をいうものとする」と定めたことなどから、所得税の議論として発展をしてきたのである。この点は既述のとおりであるが、権利確定主義を所得税法に定着させたものは、所得税基本通達であった。しかしながら、いかに通達が課

税実務上、大きな影響を及ぼすものであるとしても、租税法律主義の下で、そのことを法的視覚からは重視することはできない。むしろ、通達を機縁として、最高裁判例が形成されてきたという点にこそ意味があるのであって、かかる点をこそ十分に意識する必要があるのである。前述のとおり、権利確定主義は課税の時期を単なる会計コンベンションによるのではなく、法的テストをそこに持ち込むという意味で非常に大きな役割を發揮するのであって、そこにつき、これまで多くの判例が権利確定主義を採用してきた法的根拠を看取することができるるのである。

このことは換言すれば、判例形成によって確立された法的テストが租税法律主義においていかに重要な意味を有するかという点から観察することによって、権利確定主義の租税法律主義における意味を再確認することができると思われる。

したがって、所得税法において権利確定主義が華々しく議論されてきたことはそうであつたとしても、通達に記載されていた所得税法においてのみ権利確定主義が妥当するというのは甚だ乱暴な議論であるといえよう。

この点は、例えば、水野忠恒教授は、法人税法における収益並びに費用の年度帰属の問題については、企業会計の考え方により、発生主義を採用しているとしつつ、「しかしながら、収益・費用の発生というのはきわめて抽象的、不確定な原則であり、租税法においてはより明確な基準が求められる。」として、「法人税法においては、企業会計上の実現主義ならびに費用・収益対応の原則を採用している」と論じられる。<sup>(65)</sup>

ところで、そこには「企業会計上の実現主義とは、「当該事業年度（会計期間）において発生した収益・費用は、同期間に実現したものとする原則である」とし、「具体的には、企業において、その経済活動の成果である収益・費用が、販売・仕入れ等により外部に認識されることであり、販売・仕入れ等の確実性ないし客觀性をもつに至った状態をいうものとされる。」と論ずる。

そして、更に、「所得税において述べたように、法人税法においても、実現とは取引上の権利または債務が確定するに至った状態（権利確定主義または債務確定主義）をいうものと考えられる。：最高裁裁判所も、『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』を根拠に、収益はその実現があった時、すなわちその収入すべき権利が確定した時の属する年度の益金に計上すべきものと考えられるとしている」として、最高裁平成五年一月二五日判決を引用される。

このように、水野教授は、法人税法における収益の年度帰属は、企業会計上の実現主義によるが、ここにいう企業会計上の実現主義とは、権利確定主義に基づく確実性の担保された収益をいうことであるとされるのである。ところで、昭和三八年一二月の税制調査会『所得税法及び法人税法の整備に関する答申』は、「税法は、期間損益決定のための原則として、発生主義のうちいわゆる権利確定主義をとるものといわれているが、税法上個々の規定について検討するときは、現行税法全体の構造としては、権利確定主義を中心としたがらも、その具体的適用は相当広く弾力的に富み、経済の実態及び企業会計の進展に伴った期間損益決定についての一つの体系を形成しているものと考えられ、細目において差異の生ずるのは課税の公平という租税目的上の要請から当然としても、企業会計における場合の発生主義と結果的には一致している面が多い。

しかしながら、租税法が、なおこのような権利確定主義を基本的基準としているのは、法律として、すべての納稅者について統一的に扱う必要から、期間損益の決定を単に会計上の事実行為に立脚した基準にのみ委ねることができず、他に特別の定めがない場合の一一般的判定基準としては、なんらかの法的基準を求めなければならないためであると考えられる。」と答申する。

この答申は、所得税法及び法人税法を通ずるものである。<sup>(66)</sup>

片岡政一氏は「損益の所属事業年度の法律的解釈は其の資産の増減変化または負債の増減変化の原因たる権利義務の確定時点の属する事業年度とする」と論じられる。<sup>(67)</sup>

このような見方は、次の金子宏教授の見解にも表れている。すなわち、所得の年度帰属の問題について、「この問題は、理論的には、所得の実現（経済学上の所得概念は別として、法律上の所得概念としては、一般に実現した利得のみが所得を構成すると考えられている。）の時期をどのように理解するかの問題であるが、発生主義の根拠は、たゞ現金ないしそれに代わる経済的利益の收受がなくとも、それを收受する権利が確定し、法律上その履行を請求しうる場合には、債権の形で積極財産が増加するから、所得の実現があつたものとして課税の対象に含めて差し支えないという考慮にあるといつてよいであろう。」とされるのである。<sup>(68)</sup>

また、武田隆二教授は、「資産・負債の範囲と評価とを権利・義務の確定という法的標識により決定することは、それによって純資産の大きさが自動的に定まることとなり、そのうにして確定された純財産の比較によって、利益額が決定されることとなるので、権利・義務確定主義は自ずから利益決定方式としての純財産増加説（財産法）に密接な関係をもつてゐる」と論じられる。<sup>(69)</sup>

この点は、金子宏教授が、所得税法上及び法人税法上の両者に共通の課税時期の議論として、権利確定主義を論じられるとおりである。すなわち、前述のとおり、金子教授は、「所得の年度帰属について、租税法の世界では、従来、一般に、権利確定主義が妥当すると解してきた。権利確定主義とは、外部の世界との間で取引が行われ、その対価を收受すべき権利が確定した時点をもって所得の実現時期と見る考え方である。」とされ、権利確定主義を所得税法上の基準に限定したものとは捉えられてはいないのである。<sup>(70)</sup>

更に、中里実教授は、学説の状況を次のように論じられる。すなわち、「所得の計上時期を決める基準としては、

現金主義と発生主義の二つが考えられるが、今日の経済取引においては信用取引においては支配的であること、並びに、現金主義のもとでは所得の計上について人為的操縦の弊害が予想されること、を考慮して、わが国においては、現行法上原則として発生主義がとられている（金子宏『租税法』一七七頁）。そして、所得税法三六条、及び法人税法三三条は、『広義の発生主義のうちいわゆる権利確定主義を採用したものである』（金子、前掲一七六頁）と説かれている。しかも、所得税法、法人税（ママ）を問わず、また、旧法、新法を問わず、さらに、旧通達、新通達を問わず、権利確定主義が妥当するととかれるのが普通である。<sup>(1)</sup>とされる。

このように、権利確定主義は、課税のタイミングを画する法的テストとして、所得税法と法人税法に共通の考え方であるとみるとべきと考えられる。

裁判例においても、例えば、東京地裁昭和四三年一一月三〇日判決（刑集二五巻八号九四八頁）の法人税法違反被告事件において、弁護人は、「昭和四〇年改正前の所得税法一〇条一項は『収入金額はその収入すべき金額により』と明文をもって発生主義を採用する旨規定しているのに反し、法人税法にあっては、九条一項に『内国法人の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による。』と抽象的に規定しているのみで、損益金発生の時期につき、現金主義をとるのか発生主義をとるのかいずれにせよ規定はない。」と主張した。

これに対しても、同地裁は、「法人税法上内国法人の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額によるものとされる（改正前の法人税法九条一項）が、その所得計算にあたっては、現実の金銭收支の時をもって損益帰属の時期とする現金主義と、現金收支の如何を問わず損益の帰属を確認し得る事実に基づいて計算する発生主義のいずれによるかについては明文はない。けれども近代企業会計においては、現金主義によつては企業の損益を正確に把握し難く、収益又は費用の認識の基準として発生主義が原則的に採用されているのであって、公正、安全

な会計原則を基調とする法人税法上の所得計算においても、課税の明瞭、確実を期する上から、発生主義の原則が採用されているものと解さなければならない。：よって弁護人の右主張は失当というべきである。」と述べて、弁護人の主張を排斥している。

最高裁判例においても、例えば、前述の最高裁昭和四九年三月八日判決が、「所得税は経済的な利得を対象とするものであるから、究極的には実現された収支によつてもたらされる所得について課税するのが基本原則であり、ただ、その課税に当たつて常に現実収入のときまで課税できないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期しがたないので、徵税政策上の技術的見地から、収入すべき権利の確定したときをとらえて課税することとしたものであり、その意味において、権利確定主義なるものは、その権利について後に現実の支払があることを前提として、所得の帰属年度を決定するための基準であるにすぎない。」とし、また、最高裁昭和五三年二月一四日判決が、「旧所得税法がいわゆる権利確定主義を採用したのは、課税にあたつて常に現実収入のときまで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期しがたので、徵税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期をとらえて課税することとしたものである」とするが、これらは、所得税法に限定的に適用される議論ではないはずである。

かように考えると、所得税法に権利確定主義が採用されていると判示する最高裁判決の考え方が法人税法にも適用できないとする根拠はなさそうである。すなわち、権利確定主義の考え方は、所得税法に限定した議論であるという点を判例から導き出すことはできそうにない。

この点につき、大阪地裁平成一〇年一〇月二八日判決（訟月四八巻一〇号二五八七頁）は、「法人税法は、収益を計上すべき事業年度を決するについて、所得税法と同様、原則として発生主義のうちの権利確定主義を採用している

のであって、右にいう権利の確定とは、法律上その権利行使することができることをいうものと解されるところ、横領という不法行為による損害賠償請求権についても、通常の金銭債権と特に異なる取扱をすべき理由は存在しないから…、法律上権利行使が可能となつたとき、即ち、横領という不法行為によって損害賠償請求権が発生したとき、右権利が確定し、これを当該事業年度の収益に計上すべきものというべきである。」と判示している。<sup>(7)</sup>

かように、所得税法、法人税法に共通の課税のタイミングを画する法的テストとして位置付けることが妥当であるとしても、その実定法上の説明は如何になさるべきであろうか。次なる問題関心は、より具体的に所得税法と法人税法との規定の違いを意識した上で、この権利確定主義をそれぞれの法律においてどのように理解すべきかという点にシフトすべきであろう。

この点、前述の多くの裁判例が、所得税法上の権利確定主義について、同法三六条の「収入すべき時期」という概念を出発点として、かかる権利確定主義を肯定してきた。例えば、前述の最高裁昭和四九年三月八日判決は、「同法（筆者注：旧所得税法）一〇条が、右期間中の総収入金額又は収入金額の計算について、『収入すべき金額による』と定め、『収入した金額による』としていいことから考へると、同法は、現実の収入がなくとも、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点での実現があつたものとして、右権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される。」としているように、所得税法では、権利確定主義が採用されたとする根拠を所得税法三六条一項（旧所法一〇）の「収入すべき金額」に求めてている。

## 二 公正処理基準と権利確定主義

これに対して、法人税法上の実定法上の根拠は奈辺にあるのであるうか。<sup>(73)</sup> この点も明らかにされなければならないであろう。

法人税法は、同法二二条二項において別段の定めがない場合の益金について規定するが、同条四項は、公正妥当な会計処理の基準に従う旨示しており、このような会計処理の基準を尊重する態度は法人税法に特有の規定であるからである。換言すれば、権利確定主義とは、法人税法上、いかにして文理上の説明がなされるべきかについて考察を加える必要があると考える。

この点、福岡高裁平成元年三月一六日判決（税資一六九号五七一頁）は、「法人税法二二条二項は、当該事業年度の益金の額に算入すべき金額として『資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け』等に係る収益の額と規定し、それは収益が実現したものを持って所得の計算に取り入れるという意味をもつものと解されるが、その実現がいつ行われたかを示す認識基準としては、課税の公平等を図るために、画一的かつ明確な基準によることが望ましく、法人税法二二条四項の規定の趣旨等にかんがみると、その収益の原因となる権利が確定したときにその実現があつたものとして右権利確定の時期の属する年度分の課税所得として計算するといふ、わゆる権利確定主義によるのが相当である。そして、右の権利確定の時期は、それぞれの権利の特質を考慮して決定されるべきものであるが、本件で問題となつている債務免除のごとき法律行為により生ずる収益は、その法律効果発生時に収益が実現したものと解される（傍点筆者）」とする。この原審である大分地裁昭和六二年四月一五日判決（税資一五八号八〇頁）は、「法人税法二二条二項は、当該事業年度の益金の額に算入すべき金額として『資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け』等に係る収益の額と規定し、それは収益が実現したもののもつて所得の計算に取り入れるという意味をもつとともに、その実現がいつ行われたかを示す認識

基準としての原則である権利確定主義を採用していると解され、債務免除のごとき法律行為により生ずる収益は、その法律効果発生時に収益が実現したものと解される（傍占筆者）」としており、法人税法二二条二項が権利確定主義を採用しているとしていた。傍点の箇所が高裁で変更された判示部分であるが、明かに、原審大分地裁では、法人税法二二条二項を根拠に権利確定主義が述べられていたのに対し、控訴審福岡高裁では、同法二二条四項を根拠に権利確定主義が論じられているのである。上告審最高裁平成元年九月二一日第一小法廷判決（税資一七三号七七〇頁）においても控訴審判断は維持されている。

法人税法二二条四項を権利確定主義の根拠とする判断は多くの事例において散見されるところである。例えば、前述の大坂地裁平成一〇年一〇月二八日判決の控訴審大阪高裁平成二三年七月二六日判決（訟月四八卷一〇号二五六七頁）は、「法人税法二二条四項は『当該事業年度の収益及び費用は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算するものとする。』旨規定しているから、法人税法は、原則として発生主義のうち権利確定主義を採つているものと解される。」とし、「法人税法が上記のように権利確定主義を採用しているのは、主として、企業会計の原則と整合性を保つことにあるものと解される。また、課税当局が損害賠償債権の存否や、その回収の有無を個別に確定することなど困難であるから、当該債権が該当事業年度に回収不能であることが確定していない限り、これを所得に含めるという権利確定主義は、微税技術という観点からも優れている。」と説示する。しかしながら、法人税法二二条四項の規定から直接的に「法人税法は、原則として発生主義のうち権利確定主義を採つているものと解される」とする根拠は必ずしも明確ではないように思われるるのである。

しばしば散見されるこのようないくつかの判断の妥当性について考える必要があろう。

東京地裁昭和六三年四月二六日判決（訟月三五卷一号一四六頁）は、「法人税法上、法人の収益の帰属年度につい

ての一般的な明示の規定はないが、同法二二条四項は『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるもの』と定めている。そうすると、企業の期間損益を正確に把握するために、いわゆる広義の発生主義のうち権利確定主義により、財貨の移転や役務の提供などによって、その対価である債権の成立が確定したときに、それを収益に計上するべきものとして処理することは、企業会計原則上も合理性が認められるから（企業会計原則第一・一参照）、ここにいう『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に従つた計算であり、妥当である。』とする。

この事例では、権利確定主義が企業会計原則上の合理性が認められるということが、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つた計算であるとするが、この点については多くの疑問が投げかけられそうである。なぜなら、ここでは、権利確定主義が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準とする根拠として、権利確定主義が企業会計原則上合理性を有するからとしているが、まず、権利確定主義が企業会計原則上合理性を有するものと捉えられていいのかどうかという点での疑問があり、次に、その点を乗り越えたとしても、次に、企業会計原則が一般に公正妥当と認められる基準といい得るかどうかという問題もある。

これらのことについて検討を加える素材として、次の事案を素材としよう。

貿易会社Xが収益計上基準として、船積日基準を選択せず、荷為替取組日基準を選択していたところ、課税庁が船積日基準によって更正処分をしたことの適法性が争われた事例において、大阪高裁平成七年九月二一日判決（税資二二三号六五〇頁）は、「法人税法上、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資本等取引以外の取引に係る収益の額とするものとされ（二二条二項）、当該事業年度の収益の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算すべきものとされているにどまり（同条四項）、原則的な収益計上基準について明文の規定をおいていない。そして、一般に公正妥当と認めら

れる会計処理の基準の中核をなすと考えられる企業会計原則においては、売上高について実現主義の原則に従い、商品の販売又は役務の給付によって実現したものに限るとしているが、法人税基本通達二一一一及び同二二一二も、法人税法においても、企業会計原則に示された実現主義による会計処理基準にいう販売の具体的基準として、引渡しを収益計上の基準とする旨を定めたものと解されている。したがって、商品の引渡しという概念は、あくまでも収益を把握するためのひとつの基準にすぎないものとみるべきであるから、収益の計上基準それ自体については、取引に関する社会経済的実態及び権利実現の内容に即し、個々の具体的取引過程においてどのような条件が充足されたときに収益が実現したと認識すべきかという観点から合理的な基準を採用すべきことになり、収益はその実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものと解するのが相当というべきである。<sup>(75)</sup>

最高裁平成一〇年一〇月一三日第三小法廷判決（税資二三八号六六八頁）はこの判断を維持したが、ここでは、法人税法二二条四項の規定があることから、「収益の計上基準それ自体については、取引に関する社会経済的実態及び権利実現の内容に即し、個々の具体的取引過程においてどのような条件が充足されたときに収益が実現したと認識すべきかという観点から合理的な基準を採用すべきことになり、収益はその実現があつた時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべき」とするのである。

もともと船積日基準によりなされた更正処分の妥当性については、上記事件のX社が当事者となつた、大竹貿易事件として有名な最高裁平成五年一月二五日第一小法廷判決（民集四七卷九号五一七八頁）<sup>(76)</sup>がある。同最高裁は、「法人税法上、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資本等取引以外の取引に係る収益の額とするものとされ（二二条二項）、当該事業年度の収益

の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算すべきものとされている（同条四項）。したがつて、ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものと考えられる。もっとも、法人税法二二条四項は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたものと解されるから、右の権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないとするのは相当でなく、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も右会計処理を正当なものとして是認すべきである。しかし、その権利の実現が未確定であるにもかかわらずこれを収益に計上したり、既に確定した収入すべき権利を現金の回収を待って収益に計上するなどの会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものとは認め難いものというべきである。」とし、「これを本件のようななたな鉄資産の販売による収益についてみると、前記の事実関係によれば、船荷証券が発行されている本件の場合には、船荷証券が買主に提供されることによって、商品の完全な引渡しが完了し、代金請求権の行使が法律上可能になるものというべきである。したがって、法律上どの時点で代金請求権の行使が可能となるかという基準によってみると、買主に船荷証券を提供した時点において、商品の引渡しにより収入すべき権利が確定したものとして、その収益を計上するという会計処理が相当なものということになる。しかし、今日の輸出取引においては、既に商品の船積時点で、売買契約に基づく売主の引渡義務の履行は、実質的に完了したものとみられるとともに、前記のとおり、売主は、商品

権利確定主義はリーガル・テストとしての意味を持ち得るか〔〕（酒井克彦）

の船積みを完了すれば、その時点以後はいつでも、取引銀行に為替手形を買い取ってもらうことにより、売買代金相当額の回収を図り得るという実情にあるから、右船積時点において、売買契約による代金請求権が確定したものとみることができる。したがって、このような輸出取引の経済的実態からすると、船荷証券が発行されている場合でも、商品の船積時点において、その取引によって収入すべき権利が既に確定したものとして、これを収益に計上するという会計処理も、合理的なものというべきであり、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものということができる。」とする。

上告人が採用している会計処理については、「荷為替手形を取引銀行で買い取ってもらう際に船荷証券を取引銀行に交付することによって商品の引渡しをしたものとして、為替取組日基準によって収益を計上するものである。しかし、この船荷証券の交付は、売買契約に基づく引渡義務の履行としてされるものではなく、為替手形を買い取ってもらうための担保として、これを取引銀行に提供するものであるから、右の交付の時点をもって売買契約上の商品の引渡しがあつたとはできない。そうすると、上告人が採用している為替取組日基準は、右のように商品の船積みによって既に確定したものとみられる売買代金請求権を、為替手形を取引銀行に買い取ってもらうことにより現実に売買代金相当額を回収する時点まで待って、収益に計上するものであって、その収益計上時期を人為的に操作する余地を生じさせる点において、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものとはいえないといふべきである。このような処理による企業の利益計算は、法人税法の企図する公平な所得計算の要請という観点からも是認し難いものといわざるを得ない。」とする。

このように最高裁は、「ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があつた時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの

属する年度の益金に計上すべきものと考えられる。」として、権利確定主義を採用しているのである。<sup>(76)</sup>

(63) もっとも、同最高裁は、「法人税法二条四項は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計上すべきものと定めたものと解されるから、右の権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないとするのは相当でなく、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も右会計処理を正当なものとして是認すべきである。しかし、その権利の実現が未確定であるにもかかわらずこれを収益に計上したり、既に確定した収入すべき権利を現金の回収を待つて収益に計上するなどの会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものとは認め難いものというべきである。」とする。

(64) 碓井光明「『収入金額』『収益』の計上時期に関する権利確定主義についての若干の考察／その生成と展開」税理二一卷一〇号一〇頁。

(65) 水野忠恒『租税法』第三版】三四二頁以下（有斐閣一〇〇七）。

(66) 碓井・前掲注五二、一〇頁。

(67) 片岡政一『税務会計原理』一六〇頁（文精社一九三五）。

(68) 金子宏「行政判例研究一九」自研四五卷七号一七六頁。

(69) 武田隆一『所得会計の理論』九四頁以下（同文館出版一九七〇）。

(70) 金子・前掲注一、二八四頁。

(71) 中里・前掲注二八、一三四頁。なお、同教授は、「権利確定主義とは、原判決（筆者注：仙台高裁昭和三七年五月二八日判決）の表現を借りて簡単にいえば、『収入の原因となる権利が確定的に発生した時点で所得の実現があつたとする建前』のことである」とされる（同稿二三四頁）。

(72) 逋脱事件ではあるが、法人税違反、宅地建物取引業法違反被告事件事件最高裁平成七年二月二一日第三小法廷決定（税資

(二一〇号、六四頁) は、「そもそも税法上の権利確定主義とは会計理論上の発生主義に対応するもので、未収部分の所得ありと認定され得る限り、たとい相手方との間に争いがあるとしても『収入すべき金額』に該当するのであって、この点の所論は、税法上の権利確定主義に関する判例の趣旨を正解しないものというほかない。」と判示しており、法人税法上の権利確定主義とか所得税法上のそれとするのではなく、「税法上の権利確定主義」として論じる。最高裁は、判断において、弁護人は、土地二筆の売買金額につき当事者間に争いがあつて、代金のうちに未収の部分があり、所得が未確定であることを前提に判例違反を主張したが、原判決は、売買契約が成立し、右契約に基づいて大半の代金の支払と所有権の移転が行われている本件宅地取引について、受領すべき代金全額について所得が確定している旨の判断をしているのであり、税法上の権利確定主義とは、前述引用箇所のとおり、会計理論上の発生主義に対応するもので、未収部分の所得ありと認定され得る限り、たとえ相手方との間に争いがあるとしても「収入すべき金額」に該当するのであって、所論は、税法上の権利確定主義に関する判例の趣旨を正解しないとして、適法な上告理由に当たらない旨論じてある。

(73) 前述の東京地裁昭和四三年一月三〇日判決は、括弧書きの中ににおいてではあるが、「昭和四二年の改正後の所得税法においては、小規模事業者につき『収入した金額を所得』とすることができるいわゆる現金主義が認められるに至った」(同法六七条の二)が、これは正に発生主義の原則に対する特例的規定である。いわんやかかる規定の設けられなかつた継続的企業としての法人について、発生主義が排除され、現金主義をとるべきであるが妥当であるとはどうて了解されない。」と論じている。法人税法に権利確定主義が採用されている根拠を所得税法上の現金主義採用のような規定が盛り込まれなかつた点に求める考え方は、注目されるところである。

(74) 例えば、秋田地裁昭和六一年五月三日判決(税資一五二号一六九頁)も、「法人税法は、各事業年度の所得の金額の計算上、当該事業年度の益金の額に算入すべき金額について、別段の定めのあるものを除き、『役務の提供に係る当該事業年度の収益の額』(同法二二条一項)と規定するが、その帰属時期に関しては、通則を置かず、『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算する』(同法二二条四項)と定めているにとどまるが、この一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によれば、右収益については、発生主義のうちいわゆる権利確定主義が採られていると解される。」とする。

(75) 控訴審判決は、「控訴人は、権利確定主義が基準として認めているところの経済的実態からみた合理的な時期という基準は明確性を欠くと主張するが、法律的観点のみにとらわれることなく、取引の経済的実態の観点からも収入すべき権利の確

定期期を把握しようとするものであって、控訴人の主張するように、明確性を欠くものとまでいえないというべきである。」控訴人は、権利確定主義によると、収益の実現を的確に把握できないという趣旨の主張をするが、控訴人の主張する権利確定主義は、法律上権利行使が可能となつた時期を唯一の基準とすることを前提にするものであって、控訴人の独自の解釈に基づく主張であつて、理由がない。」とも判示している。

(76) 主な判例評釈として、清永敬次「判批」民商一一卷一號一四五頁以下、石倉文雄「判批」ジュリ一〇五四号一二一頁以下、川端康之「判批」判時一五一二号一二六頁以下、綿引万里子「判批」曹時四七卷一二号二〇四頁以下、同「判批」ジュリ一〇四七号七八頁以下、佐藤孝一「判批」税通四九卷三号二三九頁以下など参照。なお、第一審神戸地裁昭和六年六月二十五日判決（民集四七卷九号五三四七頁）、控訴審大阪高裁平成三年二月一九日判決（民集四七卷九号五三九五頁）においても納税者の主張は排斥されている。

(77) この判断には、次の二名の裁判官の反対意見が示されている。

すなわち、味村治裁判官は、「多数意見は、法人税法二二条四項の『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』の意義を明らかにしていないが、私は、同項は、同法七四条一項と統一的に理解すべきであつて、右の『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』とは、法人税の納税義務者である内国法人（以下単に『内国法人』という。）がその確定決算の内容について従うべき規範をいい、納税義務者が株式会社である場合には、株式会社の計算書類の内容に関する商法の規定が右の基準に該当すると考える。その理由は、次のとおりである。

法人税法七四条一項は、内国法人の確定申告は確定した決算に基づくことを要するとしているが、その趣旨は、確定した決算における当該決算期の利益の計算を基礎とし、これに同法の規定による修正・変更を行つて課税所得を計算することにある。内国法人には種々あり、会社のように確定決算の内容について商法、有限会社法に定めがあるものもあれば、法人とみなされる人格のない社団のように確定決算の内容について不文の規範に従うと考えられるものもあるが、すべて内国法人には、その種類ごとに、確定決算の内容に関する規範があると考えられる。そして、内国法人の確定決算の内容が右の規範に適合していて、法人税法に定めがない場合にまで、右の規範と異なる会計処理の基準により当該事業年度の収益の額等を計算すべき旨を同法二二条四項が定めていると解することは、同法七四条一項の趣旨との間にそごを生じ、法人税法の解釈上不合理である。したがつて、同法二二条四項は、法人税の課税標準となる各事業年度の所得の金額を計算する場合におい

権利確定主義はリーガル・テストとしての意味を持ち得るか〔〕（酒井克彦）

て、同法に規定がないときは、当該事業年度の収益の額等は、確定決算の内容に関する規範によって計算すべき旨、すなわち、確定決算の内容が右の規範に適合しているときはその確定決算により、右の規範に適合していないときは右の規範によって計算すべき旨を定めたものと解すべきである。各種の内国法人の確定決算の内容に関する規範はすべて、会計処理の基準に関する事項を内容とし、しかも一般に公正妥当と認められるという性質を有しているとみられるから、この解釈は、同項の文理にも適合する。

そうすると、納税義務者が株式会社である場合には、株式会社の計算書類の内容に関する商法の規定が法人税法二二条四項の『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に該当すると考えられる。そして、商法三二条二項は、商業帳簿の作成に関する規定の解釈については公正な会計慣行をしんしゃくしなければならないとしていて、…企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したものとして発表されたものであるから、公正な会計慣行を記述している限りにおいて、株式会社の計算に関する規定の解釈についてしんしゃくされることとなる。

荷為替手形の仕組みにおいては、売主が荷為替手形を譲渡した取引銀行又はその銀行の取引銀行が買主から荷為替手形の支払等を受けるのと引換えに船荷証券を買主に引き渡すこととなっていて、売主による取引銀行への船荷証券の交付は、買主への船荷証券の発送と類似するから、…で述べたところと同様に考えることができる。すなわち、売主が取引銀行に荷為替手形を譲渡して船荷証券を交付した場合には、売主としては買主への商品の引渡しのために行うべきことは完了し、国際的銀行取引の現状からすれば、船荷証券が荷為替手形の支払等と引換えに買主に引き渡されることは確実とみられ、船荷証券の引渡費用を含め商品の引渡しに要する付随費用の額も確定しているとみられること、売主は船荷証券の所持を失い、運送中の商品の所有権を実質的に失うこと、船荷証券の買主への引渡しの時点を知るには時間と手数を要するが、取引銀行への交付の時点は容易に知ることができることなどを考慮すると、船荷証券の取引銀行への交付の時に、代金債権が貸借対照表能力を取得し、商品が貸借対照表能力を失うとして、収益を計上する会計処理も、商法の前記規定に適合するというべきである。』とする。

また、大白勝裁判官は、「私は、多数意見と異なり、輸出取引による収益を為替取組日基準によって益金に計上する会計処理もまた、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものと考える。その理由は、以下のとおりである。

たな卸資産の販売による収益については、これを当該資産の引渡しの時点で益金に計上する会計処理が、企業会計原則において採用されている会計慣行であるというだけでなく、商法上も、株式会社の決算に当たつてしんしゃくすべき『公正なる会計慣行』に当たるとの法的評価を受けているものということができるから、これが、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（法人税法二条四項）に適合する会計処理であるというべきである。

ところで、船荷証券が発行されている輸出取引の場合には、売主は、船荷証券を買主に引き渡すことによって、売買契約に基づく商品引渡義務を完全に履行したということができることとなるのであるが、今日の国際間取引の実情からすると、売主が右の引渡義務の履行として船荷証券を直接買主に引き渡すことは極めてまれであり、むしろ、売主は、取引銀行において荷為替を取り組み、船荷証券は、為替手形の支払に際して、取引銀行から買主に提供されるのが通例であると思われる。このように、売主は、取引銀行を介して船荷証券の引渡義務を履行しているのが通例であると考えられることからすると、売主が取引銀行に船荷証券を交付する行為は、買主に対するその引渡義務を履行するために必要な行為であるとみると、売主としても、売主としては、取引銀行に船荷証券を交付することによって、売買契約に基づく商品の引渡義務を履行するために自らが行うべきすべての行為を完了したこととなる上、これによつて、売主が取引銀行に交付した船荷証券は、為替手形の支払と引換えに買主に引き渡されることが確実になつたものということができる。そうすると、このような輸出取引の場合には、売主が取引銀行に船荷証券を交付した時点で、商品の引渡しがあつたものとして、当該商品の輸出取引による収益を益金に計上するという為替取組日基準による会計処理も、前記の一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものということができるものと考えられるのである。また、右の為替取組日基準による会計処理を継続して行ってきている場合には、右のような会計処理の方法が採られているからといって、各事業年度の益金の計上時期を任意に操作することによって不适当に税負担を免れ得ることになるとまではいえないと考える。」として反対の見解を示される。